

令和 4 年第 2 回与論町議会臨時会

会 議 録

令和 4 年 2 月 2 1 日

与 論 町 議 会

令和４年第２回与論町議会臨時会会議録

令和４年２月２１日（月）午前９時５９分開会

１ 議事日程（第１号）

第１ 会議録署名議員の指名

第２ 会期の決定

第３ 議案第 ４号 令和３年度与論町一般会計補正予算（第１０号）

第４ 議案第 ５号 麦屋漁港水産基盤機能保全補修工事変更契約の締結について

２ 出席議員（１０人）

１番 南 有 隆 君

２番 原 栄 徳 君

３番 林 敏 治 君

４番 林 隆 壽 君

５番 喜 山 康 三 君

６番 福 地 元一郎 君

７番 大 田 英 勝 君

８番 野 口 靖 夫 君

９番 沖 野 一 雄 君

１０番 高 田 豊 繁 君

３ 欠席議員（０人）

欠員（０人）

４ 地方自治法第１２１条による出席者（１０人）

町 長 山 元 宗 君

副 町 長 久 留 満 博 君

教 育 長 町 岡 光 弘 君

総務企画課長 沖 島 範 幸 君

会計管理者兼会計課長 大 角 周 治 君

商工観光課長 松 村 靖 志 君

建 設 課 長 町 本 和 義 君

産業振興課長 山 下 秀 光 君

町民福祉課長 田 畑 文 成 君

教育委員会事務局長 田 畑 博 徳 君

５ 議会事務局職員出席者（２人）

事 務 局 長 町 健司郎 君

書 記 池 田 レ ミ 君

開会 午前9時59分

○
○議長（高田豊繁君） ただいまから、令和4年第2回与論町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高田豊繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、3番、林 敏治君、7番、大田英勝君を指名します。

○
日程第2 会期の決定

○議長（高田豊繁君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定しました。

○
日程第3 議案第4号 令和3年度与論町一般会計補正予算（第10号）

○議長（高田豊繁君） 日程第3、議案第4号 令和3年度与論町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（山 元宗君） 議案第4号、令和3年度与論町一般会計補正予算（第10号）について、提案理由を申し上げます。

歳入に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1780万3000円、学校保健特別対策事業費補助金180万円、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金114万5000円を追加しております。

次に、歳出の主なものとしまして、農林水産業費1050万円、総務費428万4000円、教育費360万円2000円を追加しております。

歳入歳出予算にそれぞれ1581万7000円を追加し、一般会計予算総額54億4190万2000円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。
これから、質疑を行います。
質疑はありませんか。
8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 8ページの農業緊急経済対策事業費についてお伺いします。そこで、国県支出金が280万円減額になっていますが、この詳しい内訳をひとつご説明いただければと思います。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） お答えいたします。こちらにつきましては、特産品支援センターに関わる備品でございます。前回、数件の設備を導入計画をいたしましたところ、そのうちの一つのレトルト機械というのを発注して計画しておりましたが、コロナの影響等で発注先の半導体とかそういった部品が入らないということでレトルト機械部分だけが減額となっております。以上です。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 意味がわかりました。続いて同じ8ページで商工費についてお伺いします。この商工費の内容を見てみますと、ほとんど組み替えのような感じがします。その組み替えをした場合に、その理由というか、いわゆるここが余ってここに持って行って財源を使おうと、この金を使おうという組み替えですので、その中身を詳しく説明していただけないか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまのご質問にお答えいたします。委託料の12の業務委託料で新しい観光スタイル転換支援事業プロモーションなのですが、こちらは今補助金でワーケーションを出来るかということで島外の事業者の方を2回ほどお呼びして体験させております。で、また違うところも体験をしていければなということで今回この50万円の組込みをお願いしているところです。あと18番の負担金補助金のほうなのですが、こちらのほうの町単独補助金で商工業の事業継続支援金というのを当初650万円組んでおりました。それで、その町単のほうで330万円の支出をしております。残りの320万円を今回減額ということで、その330万円を町単で支出した分をこちらの国庫補助金のほうで組替というふうに考えているところでございます。町単独補助金の330万円のほうは3月議会のほうで減額というふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南 有隆君。

○1番（南 有隆君） 7ページの総務緊急対策事業費の中の国庫補助補助金の酒造産業新規特産品需要喚起特別対策補助金とありますが、この内容について説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 今回、新型コロナウイルス感染症でいろいろな事業所が影響を受けたわけですが、国の施策としては持続化給付金とかいろいろな施策がありました。与論町に対して国の臨時交付金というのが交付されたわけですが、それを使う場合こちらのほうで制度設計をして、これまでいろいろ飲食業とか農業関係をやってきましたけれども、この国庫補助金につきましては酒造会社に対して補助金を出しまして、酒造会社に対しましてはこれまで臨時交付金を交付して手当をしたところがなかったものですから、他のホテル関係や飲食業についてはいろいろ施策をやってきたわけですが、なかなか飲食業に対してお酒を卸すところでもかなり影響が大きかったということで、ちょうど新商品としてハイボールをコロナ前ですかね、製造にあたっていたところなのですがそのPR活動への助成というところが一番大きいですが酒造会社に対しての補助金ということで予算計上

しております。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南 有隆君。

○1 番（南 有隆君） 酒造会社も事業支援金で初め何百万か確かもらっていると思うのですが、全く支援が無いわけではないと思います。酒造会社に対しても。卸しのところに対しては多分無いと思いますが、これを見てもみますと特産品ですよね、僕も出来たハイボールを一回見たことがあるのですが、新しく造っている割にはPRもあまり見れないので、この補助金のところを見ると酒造産業新規特産品需要喚起と書いてありますので是非ともPR活動とか、今若者のアルコール離れが多いのでそういったものに対してのPRというのも考えて欲しいと思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 今後、ふるさと納税の返礼品にも入れまして、このハイボールの製品についてPRしていきたいと思います。今回返礼品としてはまだ載せていないのですが今回ふるさと納税された方々に対しては約3割の返礼金ということでいろいろ農産物であったりいろいろなところでこう、そういったサイト、返礼品があるのですが、こちらとは別にこういった商品がありますよということで、今の返礼品プラス、ハイボールとかその辺も差し上げて今後またこういった返礼品もありますのでということでPRしていきたいなと思います。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南 有隆君。

○1 番（南 有隆君） 島外だけではなく島内に対してもそういったPRやプレゼンも必要だと思いますのでまた今後はよろしくお願いします。以上です。

○議長（高田豊繁君） 8 番、野口靖夫君。

○8 番（野口靖夫君） 先ほどは緊急経済対策関係でですね、組替えの質問や中身の質問をしました。私がなぜそういう質問をしたかと言いますと、漁業振興に関しての件なのですが、漁業組合の皆さんといろいろ話をしていくうちに、こないだ軽石が漂着してきて大変ひどい目に遭ったというときの話なのですが、ちょっと遅ればせながら大変恐縮なのですが、農業あるいは観光、畜産、そういうあらゆる与論の基幹産業と言いますか産業に関しては緊急支援事業としてありますけれども、この水産業に関してはあまりにもちょっと手ぬるいのではないかと、この政策がね。振興に対してですよ。そういう気がしてなりません。と申しますのは、この軽石が漂着したときにコロナで散々な目に遭った漁民が魚を捕っても売れない状態で痛めつけられてきたのです。海人はね。その中で、軽石が漂着して今度は海に出て捕ってきた魚を売ろうとしても今度は海に出れない、出たくても出られない。こういう現状になったときに、この問題を本当に我々は考えるべきではないかと。これは痛切に考えていく必要があるのではないかと私が今申し上げたいことなのです。そこでですね、産業振興課長は漁民の話もいろいろ聞いてきておられますから、産業振興課長には聞きません、町長にお聞きしたいと思います。町長はこのお話を聞いておられると思いますので、お伺いいたしますが、どうですかこれは、町に財源が無ければ、もう財源がありませんと言われるかもしれませんが、あらゆる秘策を念じて、他の例えば農業や観光あたりには拠出しているわけだから、あるいは臨時再生交付金辺りをまたお願いしたりして、県ともまた交渉したりしてやってきているわけですから、これから考えてみたいという気持

ちにはなりません、お気持ちを聞かせたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。私もそれをいろいろと考えておりまして、こし器の問題とかあるいは漁業者の方々に軽石の撤去の作業の依頼とかいろいろなことを考えていたわけなのですがなかなか実行に移せなくて申し訳なかったと思います。が今後頑張っていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） ありがとうございます。町長に質問しますと、だいたい私だけじゃなくて他の人にもありがとうございますと、教育長もそうであります。非常に美しい言葉です。ですからどうか一つそのありがとうございますと言われる以上は、やりますと言っていたきたいです。そうすれば僕は落ち着きますけれども、ありがとうございますと言われるために質問しているのではないのです。私の気持ちを皆様方に聞いていただいて何とかその心情をくみ取っていただいてやっていただけませんかということですから、ありがとうございますと言われるたら寂しくなりますよ。虚しくなります。これをはっきり申し上げて、これから3月定例会も始まります。議員の間からもいろいろと質問が上がるとありますが、その時はありがとうございますはやめて、やりますかやしませんかははっきり言われた方が、ちょっと申し上げる気になりますね。そういうことでどうか一つ町長、教育長も皆さんはこの気持ちを汲み取っていただいて是非早急に対策を練っていただきたいと。今、産業振興課長、町長がやると言っていますから、是非ひとつ町長の気持ちを汲み取って、あなたが動かないと予算が組めないで、どうですか、その気持ちをちょっと聞かせください。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） お答えいたします。特に漁業関係の軽石につきましては、既に国とも話をしているところなのですが、現在先ほど話があったとおり今度の3月議会のほうに300万円ほど軽石対策ということで漁船対策を計上しておりますのでよろしくお願いしますと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南 有隆君。

○1番（南 有隆君） 9ページの教育費の需用費にあります、消耗品費360万円について説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 教育委員会田畑事務局長。

○教育委員会事務局長（田畑博徳君） お答えいたします、消耗品の360万円については、小中学校の新型コロナウイルス対策費として計上しています。内容につきましては、お徳用オリジナルタオル、非接触型体温計、電子体温計、紙パック式掃除、紙パック式クリーナー、移動式クリーナー、ミストシャワーホース、ステンレス布団干し、組み立て式テントというような内容になっております。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 1番、南 有隆君。

○1番（南 有隆君） 今ありました、タオルとかクリーナーやステンレス布団干しとかは万が一学校内でクラスターが起きた場合にはそういったもので対応するということがよろしいでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 教育委員会田畑事務局長。

○教育委員会事務局長（田畑博徳君） はい、そうです。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南 有隆君。

○1 番（南 有隆君） はい、わかりました。今オミクロン株は小学生とか若者がかかるようになっていますので是非とも対策でマスク手洗い密を避けるというのを徹底して皆さんに周知するよう、よろしくお願いします。以上です。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 4 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって議案第 4 号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 4 号、令和 3 年度与論町一般会計補正予算（第 1 0 号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 号、令和 3 年度与論町一般会計補正予算（第 1 0 号）は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第 4 議案第 5 号 麦屋漁港水産基盤機能保全補修工事に係る建設工事請負変更契約の締結について

○議長（高田豊繁君） 日程第 4、議案第 5 号 麦屋漁港水産基盤機能保全補修工事に係る建設工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 5 号、麦屋漁港水産基盤機能保全補修工事に係る建設工事請負変更契約の締結について、提案理由を申し上げます。

麦屋漁港水産基盤機能保全補修工事について、工事請負者 株式会社ムトウ 代表取締役 武東 愛一郎と建設工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年 4 月 1 8 日条例第 1 8 号）第 2 条に基づき、議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9 番、沖野一雄君。

○9 番（沖野一雄君） 私は1点だけ、基本的なところを確認させてください。今回の変更というところは資料説明をお聞きしまして納得しておりますけれども、工期について変更があったかと思うのですが当初の契約の工事の終了期間とどのように変わっていく予定なのか、変わっていくのか、説明を求めたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） お答えいたします。去る8月4日の臨時議会において、麦屋漁港水産基盤機能保全補修工事について議案の議決をいただきました。それによりまして、工期につきましては令和3年の8月5日から令和4年2月15日の195日間を当初予定しておりました。その間にいろいろ、軽石が10月後半から流れて来たり、また悪天など天気の状態によって工事の台船の手配とか砂利などの石材船の手配などの調整にいろいろ混乱が生じまして、工期がちょっと伸びたということで2月1日に工期を3月22日までに変更しております。工期の延長につきましては、議案案件になるのではないかといろいろ調べたのですが、行政実例の中で工期の変更、移行期限については自治法第96条第1項第5号の議決の絶対的要素とは解されませんと載っていきまして、工期については議会案件にも付さなければならないということは無いということでございましたので、工期の変更につきましてはこちらで工期の変更をしてございます。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9 番、沖野一雄君。

○9 番（沖野一雄君） 今課長から説明を頂いて、まさにその通りだろうと理解しておりますし、しっかりとやっていただきたいということで質問させていただきました。いろいろ全国の事例を見ますと、自治体のトップと行政の間でいろいろ好ましからざるやり取りがあったりあるいはそういった違法行為があったりということを時々最近でも耳にしますのです是非改めてこういった大きな事業につきましてはしっかり襟を正していただいて町長中心に頑張っていただきたいということで質問させて頂きました。町長よろしくをお願いします。答弁は要りませんので、以上です。

○議長（高田豊繁君） 3 番、林 敏治君。

○3 番（林 敏治君） 工事に関連しましてちょっとお尋ねします。現在麦屋漁港内で台船で採取された海底の砂が陸揚げされておりますね。この大量の砂をどのように処分するのか、あるいはまた再利用するのかその辺りをお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） お答えいたします。今当初の麦屋漁港の浚渫砂については約3000立米ほどということで今浚渫をしているということでございますけれども、これの砂につきましては今県の事業でコースタル事業で養浜を行っております。そちらについて綺麗な砂を振り分けて、そちらにも再利用するというので県と調整しながら工事を進めているところでございます。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3 番、林 敏治君。

○3 番（林 敏治君） そのコースタルリゾートに再利用するということですね、そういうことであればまた船倉海岸にもものすごい大量の砂が猿渡には載積されています。そこからまた業者がたまたま取ったりするわけですが、そういったこともあるので再

利用ということであれば海底から採った砂は出来るということになりますよね、ちょっと確認なのですが。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） 船倉海岸に大量の砂があるということにつきましては、あれはまた一般海浜地、国定公園に指定されておりますので砂の持ち運びは禁止されております。原則上移動ができないということになっております。またその麦屋漁港、港湾区域、漁港区域内の航路にある砂の堆積については、そこはまた航路の運搬上どうしても必要ということでその採取については許可なく採取して良いということでございますので、麦屋漁港の砂につきましては極力いろいろな形で再利用するというところからコースタルの砂に使えるということで綺麗な砂については振り分けして移動して使うということで県とも話をしながら進めているところでございます。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 今課長の説明の中で、当然砂の持ち運びは国立公園内は不可だと思っておりますが、港湾区域は許可なくオッケーという言い方にちょっと引かかるのですが鹿児島県の許可は必要ではないですか。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） 港湾区域、漁港区域の砂の浚渫につきましてはいろいろな環境省にも問い合わせしまして、これにつきましては漁港の工事内であれば許可は必要ないということでお答えいただいております。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） その許可というのは例えば町や県の許可というのにも要らない、全く勝手に採っても良いということですか。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） 勝手に採って良いということではございません。これは、事業を申請して工事を進めているということでございますので、その辺につきましてはすみません、後程回答させて頂きたいと思っております。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 事業申請というのは、例えば町長に対してだったり県知事に対してだったりすると思うのですが、そういう意味で申し上げているのですが。

○議長（高田豊繁君） 暫時休憩します。

----- ○ -----

休憩 午前10時33分

再開 午前10時35分

----- ○ -----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） 漁港区域内の砂の浚渫については、移動につきましては、これは町の管轄でございますので、一般の方が採るということにつきましてはこれは町長の管轄でございますので町長の許可が必要ということになります。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 質問いたします。今、事業を申請して砂を採って誰の許可が云々かんぬんということでやっておりますが、島全体の海浜保全の事を考えた時に砂の採取の在り方、方法とかその辺は全体的な立場で見てそういう保全対策も考えながらするべき要件だと思うのです。先般宇勝の砂を採取したら一般の個人有地にほったらかして今はもう草が生えていますよね。あの砂はどうするのですか。その砂のこともコースタルへ持って行くという答弁を頂きましたよね。今回の麦屋漁港で揚げた砂もコースタルへ持って行く、コースタルって砂を持って行く場所なんですかね。それと今さっき林議員からも言われた、いわゆる船倉に砂が溜まってきていると。それにはそれなりの理由があるでしょう。私が前から述べているように今の百合ヶ浜のトイレ、あの辺が非常に侵食が始まってきていますよと指摘していますよね。海浜全体の砂の在り方、いわゆる開発とか施設の在り方が、そういう様々な弊害を引き起こしているわけですよ。場当たりので、それでは海浜保全の事業にもなっていない、主旨とは違うけど、僕が質問したいのは今回増額した公費は、いったい何のための公費ですか。いわゆるさっきの課長の説明では軽石などが寄って業者が非常に工期が伸びた、そのことによる補填なのか、保証なのか。この予算の原因は何でしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） 今現在、麦屋漁港機能保全工事につきましては麦屋漁港の防波堤の一番先のほうが傾いて、基礎の部分が侵食されております。それを早急に改修しないと倒壊する恐れがあるということで今工事を進めているところでございます。その洗掘部分をまたコンクリートで埋めるわけなのですが、その際にまたいろいろ次に洗掘されないように捨石を投入して、基礎工ですね、根固めブロック、被覆ブロックを置いていくわけでございますけれども、その捨石を持ってくるガット船につきまして、当初は沖で瀬取をして、その捨石を台船に運んで基礎石投入ということで設計上一番それが安価な積算ということで計上しておりましたけれども、先ほど申しました通り軽石とかコロナの関係とかで台船とガット船のそれぞれの瀬取のタイミングがなかなか取れないということで都合の良いときにガット船は、茶花漁港に積み荷を降ろして帰ってもらう。台船が都合の良い時に茶花漁港からその捨石を運んで現場で投入するということでその運搬系助費がちょっと80万円ほどかさむということで増額計上してございます。そういうことから今回議案の提案を、議決をお願いしたところでございます。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） わかったようで、わからないようで。今増額した分についても当初の設計の時点で十分組み込んで想定できる範囲ではないかなと思うわけですよ。不可抗力で、どうしてもこれを増やさなければいけないような事態が発生したと言ったら軽石が発生したからかなとしか受け取れないものですから、それで工期が伸びたことによって業者が負担になったのかなと、そういう形で解釈しているわけですが、是非そういう設計するときには、ある程度の形は設計するのが普通だと思うので、私はこれを伺ったわけです。それから、この以前から麦屋漁港はかなりいろんな形で改善事業がされているわけですが、茶花漁港のことについては議題がそれているからいいけど、その辺についても今後は是非また御検討下さいますようお願いしておきます。

以上です。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって議案第5号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、麦屋漁港水産基盤機能保全補修工事に係る建設工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、麦屋漁港水産基盤機能保全補修工事に係る建設工事請負変更契約の締結については、可決されました。

----- ○ -----

○議長（高田豊繁君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第2回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午前10時43分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 高田豊繁

与論町議会議員 林 敏治

与論町議会議員 大田英勝